第３　火災保険等の措置
１　別表15―２および16―２記載の建物ならびに別表15―１および16―１記載の航空機のうち、各別表の「保険金請求権に対する譲渡担保権の設定」欄に「有」と記載した航空機等を目的として管財人が更生計画認可決定時に締結している火災保険契約および損害保険契約は、保険期間満了後も順次更新または従前の契約と同等の付保を維持し、管財人は、上記各別表記載の担保権者のために、当該保険契約に基づく保険金請求権に対する質権または譲渡担保権を設定する。
２　１の保険契約の目的である建物または航空機について保険事故が発生した場合、管財人の選択により、その保険金を罹災建物等の復旧またはこれに代わるべき物件の取得のために用いることができる。この場合、管財人は、取得した物件があるときは、これに当該保険事故発生物件と同じ担保権を設定するとともに、復旧または取得した物件を目的とする保険契約に基づく保険金請求権に従来と同一内容の質権または譲渡担保権を設定する。当該保険金を罹災建物等の復旧またはこれに代わるべき物件の取得のために用いなかった場合は、管財人は、管財人名義の定期預金に対する質権への担保変換を行い、爾後担保権は当該預金上に存続する。

第２節　資産処分の場合の措置
第１　更生担保権目的物の処分
１　継続保有目的物
管財人は、更生担保権を有する者と事前協議を行ったうえ、裁判所の許可を得て、別表15―１ないし５ならびに別表15―７および８記載の更生担保権目的物を売却することができる。
別表15―１ないし５ならびに別表15―７および８記載の更生担保権は、管財人が裁判所の許可を得て締結した売買契約または委託販売契約の実行時に消滅する。
この場合、当該担保権にかかる担保権者は、管財人の事前の書面による要請に応じて、当該売買契約または委託販売契約締結日までに、担保権抹消登記手続その他担保権の抹消に必要な一切の書類を交付する。
２　処分対象目的物の特則期間経過後の処分
下記別表記載の更生担保権目的物は、『第４章、第２節、第２』の定めに基づく特則適用期限である平成23年３月10日の経過後も、前項と同様に売却することができる。
別表16―１ないし７記載の更生担保権は、管財人が裁判所の許可を得て締結した売買契約または委託販売契約の実行時に消滅する。
この場合、当該担保権にかかる担保権者は、管財人の事前の書面による要請に応じて、当該売買契約または委託販売契約締結日までに、担保権抹消登記手続その他担保権の抹消に必要な一切の書類を交付する。
第２　預金担保への変換
管財人は、第１記載の各目的物について保有の必要がなくなる等の事由により、売却その他処分の必要が生じた場合には、裁判所の許可を得て、当該目的物の担保権者のため、当該担保権の「確定更生担保権額」のうち残存する金額を限度とする管財人名義の定期預金に対する質権への担保変換を行い、爾後担保権は当該預金上に存続する。
ただし、預金への担保変換がなされても、当該更生担保権の権利変更および弁済方法へは影響を及ぼさない。
第３　質権設定預金の取崩し
１　管財人は、質権設定預金の上に質権を有する更生担保権者に対する『第４章』に定める弁済に充てるため、弁済額相当額を取り崩すことができる。
２　１において、管財人が、当該更生担保権者に対する弁済に充てるために、当該更生担保権者に対し、質権対象預金の取崩しを通知したときに、取り崩し額の限度で、質権は消滅する。

第３節　費用負担
本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生３社各社が負担する。
第７章　弁済資金の調達方法
第１　弁済資金の調達
更生担保権および更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。
①　現預金および事業収益金
②　新株式に対する払込金
③　裁判所の許可を得て行う借入金
④　資産処分による売得金等
第２　予想超過収益金の使途
更生計画遂行中に、予想超過収益金が生じた場合には、原則として、更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金（危機対応に備えた余裕資金を含む。）もしくは裁判所の許可に基づく共益債権等の支払いまたは借入金の返済に充てる。
第８章　共益債権の弁済
第１　支払共益債権
更生会社が、更生手続開始決定日から平成22年５月末日までに支払った共益債権は、別表19記載のとおりである。
第２　未払共益債権
更生会社の平成22年５月末日現在の未払共益債権は、別表19記載のとおりである。
第３　共益債権の弁済方法
未払共益債権および平成22年６月１日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。
第９章　少額債権の弁済
更生３社が、法47条５項後段に基づき裁判所の許可を得て弁済した少額債権は、別表18記載のとおりである。
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
更生３社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解または調停等を遂行する。和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可（包括許可を含む。）を得て行う。
更生手続終結後は、会社において適正妥当な解決を図る。

第11章　会社の措置
第１節　更生３社の合併
第１　合併の条件
更生３社は、以下の各号の定めのとおり、吸収合併をする。
⑴　吸収合併存続会社の商号および住所
ＪＡＬＩは、ＪＡＬＳおよびＪＬＣを吸収して存続し、ＪＡＬＳおよびＪＬＣは消滅する。ＪＡＬＩの商号は、株式会社日本航空インターナショナル（『本章、第７節』による定款変更後の商号は、日本航空株式会社）であり、住所は、東京都品川区東品川二丁目４番11号である。
⑵　吸収合併消滅会社の商号および住所
合併により消滅するＪＡＬＳおよびＪＬＣの商号は、順に株式会社日本航空、株式会社ジャルキャピタルであり、住所は、いずれも東京都品川区東品川二丁目４番11号である。
⑶　権利義務の承継
ＪＡＬＩは、ＪＡＬＳおよびＪＬＣの資産、負債等の権利義務一切を承継する。
⑷　更生債権者等および株主等に対する合併対価
ア　ＪＡＬＩは、合併に際して、ＪＡＬＳの普通株式を有する株主（ＪＡＬＳを除く。）およびＡ種株式を有する株主に対し、その普通株式およびＡ種株式１株あたりＪＡＬＩ普通株式１株を交付する。なお、ＪＡＬＳの株主に対し、株券の提出は求めない。また、本項によって交付されたＪＡＬＩ普通株式について株券は交付せず、当該株式は『本章、第２節、第１』に従い、直ちにＪＡＬＩによって無償取得のうえ消却される。
イ　ＪＡＬＩは、前号に規定する場合を除き、合併に際して、ＪＡＬＳおよびＪＬＣそれぞれの更生担保権者、更生債権者、株主および新株予約権者に対して、株式または金銭その他の財産を交付しない。